

令和8年（フ）第179号

福岡県久留米市合川町1765番地1 パークサイド合川式番館204号  
破産者 トータル カーショップ モーリック  
こと 森本裕一郎

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部

令和8年（フ）第166号

北九州市小倉北区篠崎5丁目24-12-202、住民票上の住所福岡県飯塚市目尾1227番地  
破産者 井上 篤志

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第210号

北九州市八幡西区岡田町12番12-306号  
破産者 中ノ園 薫

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第79号

佐賀県神埼市神埼町永歌2059番地永歌借家A  
破産者 北村 健太

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第193号

熊本市北区飛田3丁目8番20号 コムハウス飛田セカンド103  
破産者 愛甲 寿典

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第1号

大分県佐伯市大字鶴望3401番地2、開始決定時の住所大分県佐伯市若宮町3番46号 若宮荘（第3）21号  
破産者 津田 孝司

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和8年（フ）第14号

大分県佐伯市臼坪22番1号 La Espe ranza I 101号  
破産者 吉野 由有

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和5年（フ）第195号

沖縄県那覇市首里末吉町3丁目50番1 タカダ末吉共同住宅2号棟 712号（住民票上の住所）沖縄県那覇市字松川1521番地2  
破産者 大城 司

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部

破産手続終結

令和6年（フ）第48号

愛媛県南宇和郡愛南町大成川261番地  
破産者 清水海産有限会社

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
松山地方裁判所宇和島支部

令和5年（フ）第118号

北海道旭川市九条西一丁目2番3号  
破産者 株式会社スリーウッド

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
旭川地方裁判所民事部

令和7年（フ）第354号

北海道勇払郡占冠村字占冠1721番地  
破産者 株式会社樹谷

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
旭川地方裁判所民事部

令和7年（フ）第1217号

名古屋市守山区市場3番2号  
破産者 株式会社日本理工

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第4828号

大阪市淀川区野中北1丁目12番16号  
破産者 株式会社丸万

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第92号

大阪市中央区南船場4丁目10番5号南船場S OHOビル702  
破産者 株式会社ミクティ

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6号

福岡県行橋市大字下稗田1307番地3  
破産者 亡山口徹也相続財産

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和6年（フ）第139号

宮崎県日南市大字殿所1172番地4、開始決定時の住所三重県三重郡菟野町大字神森186番地  
破産者 西田 尚史

- 1 決定年月日 令和8年10月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年（フ）第35号

三重県四日市市大字日永5217番地1 市営2-31  
破産者 谷口 裕子

- 1 決定年月日 令和8年10月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年（フ）第9号

京都府舞鶴市字上安久651番地  
破産者 株式会社鶴水

- 1 決定年月日 令和8年10月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和7年（フ）第109号

岡山県倉敷市福田町古新田863番地28  
破産者 株式会社F管理

- 1 決定年月日 令和8年10月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係